

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興) 一
- " " (西部振興) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部振興) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 二
- 埼玉県総合リハビリテーションセンターの手術器材に関する落札者等の公示 (総合リハビリテーションセンター) 二
- 使用料及び手数料収納事務委託 (精神保健福祉センター) 三
- 一般競争入札の中止の公告 (産業拠点整備室) 三
- (社) 埼玉県農林公社農地保有合理化事業規程の変更承認 (農地活用推進室) 三
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 三
- " " (") 三
- " " (") 四

- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 四
- 児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 四
- " " (") 四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 五
- " " (東松山県土) 五
- 県道両神小鹿野線の区域の変更 (秩父県土) 五
- 県道越谷流山線の区域の変更 (越谷県土) 六
- 国道百二十二号の区域の変更 (杉戸県土) 六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (") 六
- 平成二十年第二回技能検定員等資格審査の実施に伴う公示 (運転免許課) 七

正誤

○ 埼玉県告示第九百七十五号中訂正 (建築指導課) 八

告示

埼玉県告示第七十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

岡本 晃

四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市北越谷三丁目二十三番九号

五 定款に記載された目的
この法人は、自治体が管理する橋梁の点検・診断を行い長寿命化に向けての提言と保全技術者の確保及び育成をすることによって地域の保全と安全を図る活動に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並

埼玉県知事 上田 清司
平成二十年八月八日
申請のあった年月日
平成二十年八月一日
申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふるりの橋を守る会
代表者の氏名
三

びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十年八月八日
- 埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
- 平成二十年七月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 *outline of frame*

三 代表者の氏名

岩井 香(坂上 香)

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字山口五千三十六番

地 三十七ー一ー百七

五 定款に記載された目的

本法人は日本社会における犯罪者や暴力の加害者の更生モデルを模索するために、社会的に排除されやすいマージナルな立場におかれた人たちが、日本内外の更生プログラムや演劇などのアートを通して社会復帰していく様を映像で捉え、作品を制作し、国内外で上映する。同時に受刑者、依存症、外国籍などの親を持つ社会的に周縁におかれた家庭の子どもを対象に、彼/彼女ら自身の自己表現の手段として映像などの創作をサポートするなど、暴力の連鎖を防ぐための試みとしての表現活動を目的とする。

埼玉県告示第七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十年八月八日
- 埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
- 平成二十年七月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
- 特定非営利活動法人 垂珠
- 三 代表者の氏名
- 山白 千津子
- 四 主たる事務所の所在地
- 埼玉県熊谷市拾六間六五四番地三
- 五 定款に記載された目的
- (変更前) 日本語教育を必要とする

者に対し、質の高い教育を行い、人権擁護と社会教育、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

また、外国語学習に興味がある者に外国語教育を行い、その収益を外国人留学生に還元することで、国際協力に寄与することを目的とする。

(変更後) 日本語教育を必要とする者に対し、質の高い教育を行い、人権擁護と社会教育、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

また、来日留学生が就業時必要とされる日本語支援を行い、国際協力に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方

法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月八日

- 埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
- 平成二十年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 新都心労働相談室

三 代表者の氏名

前田 新太郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区上落合一丁目九番二号与野ハウス四一六号室

五 定款に記載された目的

この法人は、労働者とその事業主との間の、労働条件その他労働関係上の個別紛争に関して、当事者からの相談を受け、紛争解決の方法について助言をするとともに、相談者の求めに応じて、本法人の会員である特定社会保険労務士・弁護士等の有資格者に紛争解決業務を引き継ぎ、紛争解決の実効性を高め、もって相談者の福祉の向上および、健全な労使関係の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月八日

- 埼玉県知事 上田清司
- 株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地3
- 購入等件名及び数量
埼玉県総合リハビリテーションセンター手術器材一式
 - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1
 - 随意契約の相手方を決定した日
平成20年6月19日
 - 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 契約金額
52,250,079円
 - 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 入札の公告を行った日
平成20年4月25日
 - 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県告示第七十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立精神保健福祉センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 巖	平成二十年七月一日から平成二十四年九月三十日まで

埼玉県告示第七十九号

平成二十年埼玉県告示第七百八十一号(西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業一般競争入札公告)は、取

り消す。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八十号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により次のとおり公告する

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 変更承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程
- 二 変更承認年月日
平成二十年五月一日
- 三 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

農地信託等事業

研修等事業

埼玉県告示第八十一号

測量計画機関の長である独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所長山本英明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定

により公示する。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所
- 二 作業種類
公共測量(空中写真測量)
- 三 作業地域
行田市大字須加、大字下中条、大字荒木、大字小見、大字長野、大字若小玉、富士見町、大字佐間、大字堤根、大字樋上、鴻巣市袋、川面、赤見台、箕田、小谷、糖田、比企郡吉見町大字明秋地内の一部
- 四 作業期間
平成二十年七月十四日から平成二十年十月二十四日まで

埼玉県告示第八十二号

測量計画機関の長であるさいたま市長相川宗一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
さいたま市
- 二 作業種類

公共測量(配点計画図作成)
三 作業地域

さいたま市桜区、見沼区、北区、岩槻区地内

四 作業期間
平成二十年八月一日から平成二十一年二月二十七日まで

埼玉県告示第千八十三号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量(出来形確認測量)

三 作業地域

草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十年八月一日から平成二十一年三月十九日まで

埼玉県告示第千八十四号

平成十九年埼玉県告示第千六百四十四号

号で公示した公共測量(空中写真撮影、二千五百分の一及び一万分の一都市計画図作成)は、平成二十年三月二十六日終了した旨測量計画機関の長である秩父市長栗原稔から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第千六百五号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

上里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業上里公共下水道

水道

三 事業施行期間

平成七年十一月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし
(2) 使用の部分

平成七年埼玉県告示第千六百五号の事業地に、上里町大字大御堂字長久保並びに大字嘉美字立野南を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第千八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年七月二十四日
指令行整第二〇〇〇八一号

二 検査済証番号

平成二十年八月一日第二十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北大桑字宮下六一二番一、六一三番、六一四番、六一五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八株式会社 セブニーイレブン・ジャ

パン
代表取締役 山口 俊郎

埼玉県告示第千八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年七月三十日
指令杉整第一九〇一四一二号

二 検査済証番号

平成二十年八月四日第二十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上川崎字西一九五、一九六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市中央二丁目二番五
株式会社 尾崎

代表取締役 尾崎 敏彦

埼玉県大宮県税事務所長告示第三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年八月八日

埼玉県大宮県税事務所長

古庄 清

氏名又は名称	野本 昇
代表者の氏名	
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県桶川市下日出谷十二
指定取消年月日	平成二十年五月十六日

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年七月十七日

指令飯整第二〇〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月一日

飯整第二〇〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字琵琶橋一四八七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

毛呂山町大字西大久保一〇〇番地二

峯岸 和子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年八月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年四月二日

第一九〇一八六〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月四日

第二〇〇〇四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字山口九九一

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪九八五

長谷部 守

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 両神小鹿野線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡小鹿野町両神薄字沼里八一四八番二地先から同郡同町両神薄字沼里八一四六番一地先まで		一四・六〇 二二六・二〇	九四・七〇	地方特定道路(改築)整備工事
旧			九・六〇 二二〇・七〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	越谷市大成町七丁目四一三番三地先から同市大成町七丁目二二九番一地先まで		二四・〇〇 二七・五〇	二五六・七〇	越谷レイクタウン土地区画整理事業
旧			二五・〇〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一二二号
- 三 道路の区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	南埼玉郡菖蒲町大字墓字南八四八番一地先から同郡同町大字墓字南八一四番地先まで		七・八〇 八・一一	二二〇・〇〇	菖蒲南部産業団地整備事業による。
旧			九・六八		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平井 順一

二 検査済証番号

平成二十年八月八日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長

平成二十年六月二十四日
 指令杉整第二〇〇〇三九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 平成二十年七月三十一日
 杉整第六三六一号

北葛飾郡栗橋町大字島川字寺地二四 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 二二'二五二二' 大字島川字堤外五四 北葛飾郡鷲宮町大字葛梅六二二'一四
 三二四五 榎木 智之

埼玉県公安委員会告示第257号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定に関する技能及び知識について行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに法第99条の3第4項第1号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識について行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成20年8月8日

埼玉県公安委員長 由 木 義 文

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
 カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
 キ 牽引免許に係る教習指導員審査

ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
 ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
 コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 期日及び場所

(1) 期日

- ア 論文審査日
平成20年9月10日(水)及び9月11日(木)
- イ 技能審査日
平成20年10月4日(土)、10月7日(火)、10月8日(水)、10月9日(木)及び10月10日(金)
- ウ 面接審査日
平成20年10月4日(土)、10月15日(水)、10月16日(木)及び10月17日(金)

(2) 場所

- 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4
埼玉県警察本部交通部運転免許センター
○ 論文及び面接 運転免許センター4階会議室
- 技能 運転免許センター内コース及び路上

3 申請期間及び場所

- (1) 申請期間
平成20年8月8日(金)から8月22日(金)までの間(日曜日及び土曜日は除く。)

(2) 場所

- 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4
埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係
電話 048(543)2001 内線241

4 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

なお、審査細目の免除を希望する者は、それに該当することを証明するものを添付して申請すること。

5 審査項目

(1) 技能検定員審査

ア 技能検定に関する技能

イ 技能検定に関する知識

(2) 教習指導員審査

ア 教習に関する技能

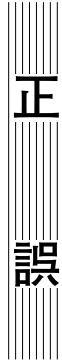
イ 教習に関する知識

6 審査手数料

審査手数料については、埼玉県収入証紙により納付すること。

7 その他

申請要領、内容、手続等の詳細については、埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係に照会すること。



埼玉県告示第九百七十五号（平成十九年六月十二日第八百八十三号）申請正
ページ 段 行 誤
八 二 二 二 指令行整

正
指令本整

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県警察ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)